

香川県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第38号

香川県立学校条例の一部を改正する条例

香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(設置) 第1条 略			(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、中学校、高等学校及び特別支援学校を次の表のとおり設置する。		
中学校	香川県立高松北中学校	高松市	中学校	香川県立高松北中学校	高松市
				香川県立高瀬のぞみが丘中学校	三豊市
略			略		

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。